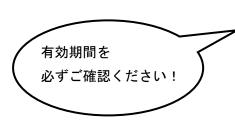
吉田町こども医療費受給者証について(交付)



新たなこども医療費受給者証を交付します!

(有効期間 令和5年10月1日~令和6年9月30日)

※18歳になる年の方は令和6年3月31日まで





【 助成対象者·自己負担額 】

保護者またはこどもの住所が吉田町にあり、健康保険に加入しているこども(婚姻している者を除く) (他市町から転入してきた場合は転入日から、転出する場合は転出日の前日までが助成対象になります。)

| | 対象者 | 自己負担額 |
|----|-----------------------|-------------------|
| 通院 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで | 無料 |
| 入院 | | (食事療養費標準負担額も助成対象) |

【 助成について 】

医療機関等に受診する際、「吉田町こども医療費受給者証」を医療機関等の窓口へ提示すると、 町が健康保険診療分の自己負担金を助成します。

受給者証を使用する場合は、健康保険証も一緒に医療機関等の窓口へ提示してください。

【 変更届等が必要な方 】

- ●以下のようなときは、変更届等が必要となりますので、届け出をされていない方は、 こども未来課窓口までお越しください。
 - ① 加入している健康保険に変更があったとき ※ お子様の健康保険証のコピーを御持参ください。
 - ② 住所・氏名・保護者等の変更があったとき
 - ※ 変更届等が済んでいない場合は、今回交付の受給者証は使用できません。

受給者証を返却するとき

- ① 町外へ転出するとき
- ② 健康保険の資格がなくなったとき
- ※受給資格がなくなった後に受給者証を使用した場合は、助成した医療費を町に返還していただきます。

注意事項

- ○健康保険証がない場合、受給者証は使用できません。
- 〇健康保険診療の対象外の費用(入院等証明書代・特別室に入室した場合・特別なサービスを 受けた場合・健康診査料・予防接種・容器代等)は助成されません。
- 〇入院等により、医療費が高額になる場合は保険者へ「限度額適用認定証」を申請し、病院 窓口へ提出してください。限度額適用認定証の提出が間に合わない場合は町が被保険者 (保護者等)に代わって、高額療養費の手続きをします。手続きには、被保険者(保護者等) の委任状等が必要となりますので、該当者には書類を郵送します。
- 〇「吉田町ひとり親家庭等医療費助成金受給者証」や「吉田町重度障害者(児)医療費助成金 受給者証」をお持ちの方は、そちらの受給者証を優先してください。
- ○静岡県外の医療機関では、受給者証は使用できません。県外で医療機関を受診した場合は、申請により、助成(償還払い(後日払い戻し))が受けられます。
- 〇学校管理下におけるケガ等によりスポーツ振興センターの災害給付制度等、他制度が適用 される場合、こども医療費受給者証は使用できません。

償還払い(後日払い戻し)について

- ●下記のようなときは、償還払いの申請手続きを行ってください。
 - ①受給者証を受け取る前に受診したとき
 - ②静岡県外の医療機関等で受診したとき
 - ③補装具にかかわる費用、保険給付に準じて行われるはり灸師の施術を受けたとき
 - ④未熟児養育医療、育成医療、療育医療及び小児慢性特定疾患治療研究事業の公費 負担医療制度において徴収された一部負担金があるとき
 - ⑤吉田町ひとり親家庭等医療費助成及び吉田町重度障害者(児)医療費助成の入院時の 食事療養費、自己負担金があるとき
 - ⑥その他受給者証を提示しないで受診したとき
- ●申請の期限

受診した日から1年以内。(受診した月の翌月に、その1か月にかかった医療費をまとめて申請してください。)

●申請先

平日:こども未来課(役場5階) 日曜開庁日:福祉課窓口(役場1階)

- ~申請に必要なもの~
 - ①受給者証 ②健康保険証のコピー(受診したお子様の保険証)
 - ③領収書(受診したお子様の氏名・受診日・保険診療分の金額・病院の印が明記されているもの)
 - ④保護者の金融機関の通帳またはキャッシュカード(金融機関名・番号・名義人の確認のため)
 - ⑤その他(医師の指示による補装具や眼鏡等がある場合: 医師の補装具必要証明書・業者の代金領収書の写し・保険給付の額が確認できる書類等)

吉田町こども未来課(役場5階)

電話 0548-33-2153